

「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」の制定について（案）

平成 29 年 3 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 制定の趣旨

いわゆるディスクロージャー誌については、投資者が日常的に金融商品取引業者の財務的な健全性等を知ることができるようにする趣旨から、法令上、公衆縦覧が求められている¹ところである。

しかしながら、昨今、必ずしも取引営業店が近隣にない場合や、投資者が営業時間内に営業店を訪問できないような場合もあり、説明書類を店頭に備え置く方法のみでは、投資者が説明書類を閲覧することが困難となっているなど、実効性確保の観点から問題が認められている。

以上の状況に鑑み、公表方法として広く一般に普及しているインターネットを利用した公表を行うことにより、ディスクロージャー誌の開示を促進するため、「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」を制定することとする。

2. 規則制定の骨子

1. ディスクロージャー誌について、「自社のホームページに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法」と「本協会のホームページに掲載することを本協会に依頼する方法」のいずれかの方法により、公表することを義務付ける。（第2条第1項）
2. 本協会は、「本協会のホームページに掲載することを本協会に依頼する方法」を選択した会員等については、ディスクロージャー誌のPDFファイルを本協会のホームページに掲載することとし、「自社のホームページに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法」を選択した会員等については、本協会のホームページを経由して閲覧できるようにするための措置（本協会のホームページにおける当該ディスクロージャー誌の掲載場所のリンク設定など）を講じる。（第2条第2項）
3. 一定の条件を満たす場合には、上位10位までの株主の氏名に代えて個人と記載することができることとする。（第3条）

3. 施行の時期

この規則は、平成29年6月1日から施行し、同日以後に最初に終了する事業年度に係るディスクロージャー誌の公表から適用する。

¹ 金融商品取引法第46条の4により、金融商品取引業者は、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類（いわゆるディスクロージャー誌）を全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないとされている。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：平成 29 年 3 月 15 日（水）から平成 29 年 4 月 13 日（木）17:00 まで（必着）
- ② 提出方法：郵送又は電子メールにより下記までお寄せください。
郵送の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号
日本証券業協会総務部 宛
電子メールの場合：public20170315.jk@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則の制定に関する意見」とし、次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

- ① 氏名又は名称
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 法人名又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部（TEL 03-3667-8470）

以 上

業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則（案）

（目 的）

第 1 条 この規則は、会員及び特定業務会員（以下「会員等」という。）の業務及び財産の状況に関する説明書類（金融商品取引法第 46 条の 4 に規定する説明書類をいう。以下「説明書類」という。）の公表義務及びその方法を定めることにより、会員等の業務及び財産の状況の透明性を高め、もって顧客の投資判断の一助となすとともに、投資者の保護に資することを目的とする。

（インターネットを利用した公表）

第 2 条 会員等は、説明書類を作成したときは、金融商品取引法第 46 条の 4 に定めるところにより縦覧に供している又は公表しているかにかかわらず、速やかに次の各号に定めるいずれかの方法により、当該説明書類（次条第 1 項に基づき説明書類の記載事項を変更したものを含む。以下この条において同じ。）を公表しなければならない。

- 1 説明書類を自社のホームページに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）
- 2 説明書類を本協会のホームページに掲載することを本協会に依頼する方法
- 2 本協会は、前項第 2 号により会員等から依頼を受けた説明書類を本協会のホームページに掲載するとともに、前項第 1 号により公表している説明書類について、本協会のホームページを経由して閲覧できるようにするための措置を講じるものとする。

（記載事項の変更）

第 3 条 会員等（会社法第 2 条第 6 号に定める大会社を除く。以下この条において同じ。）は、前条第 1 項に定める公表を行うにあたっては、説明書類における「株式の保有数の上位十位までの株主（以下「上位十位株主」という。）の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合」の記載のうち、次の各号のいずれかに該当する個人株主（当該会員等の役職員を除く。）について、当該個人株主の「氏名」に代えて「個人」と記載することができる。

- 1 上位十位株主がそれぞれ有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が三分の二に達するまでの株主に該当しない個人株主
- 2 総株主の議決権の百分の三未満の議決権を有する個人株主
- 2 会員等は、前項の規定に基づき記載事項の変更を行うときは、説明書類と同じものであるとの誤解を与えないために必要な措置を講じなければならない。

付 則

この規則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に最初に終了する事業年度に係る説明書類の公表から適用する。